消費者委員会本会議(第203回) 議事録

内閣府消費者委員会事務局

消費者委員会本会議(第203回) 議事次第

- 1.日時 平成27年9月7日(月) 17:59~18:25
- 2. 場所 消費者委員会大会議室 1
- 3.出席者

山口内閣府特命担当大臣、平内閣府副大臣、石原内閣府審議官

(委員)

阿久澤委員、池本委員、大森委員、蟹瀬委員、鹿野委員、河上委員、長田委員、 中原委員、樋口委員、増田委員

(事務局)

黒木事務局長、小野審議官、丸山参事官

4.議事

- (1)開会
- (2)山口内閣府特命担当大臣、平内閣府副大臣ご挨拶
- (3)消費者委員会委員紹介
- (4)委員長の互選
- (5) その他(消費者委員会の下部組織について)
- (6)閉会

1. 開会

黒木事務局長 本日は、皆様、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。 ただいまから「消費者委員会第203回本会議」を開催いたします。

なお、本日から、9月1日に任命をされました第4次の消費者委員会委員による新たな体制での 委員会となります。

委員長が決まるまでの間、私、消費者委員会の事務局長の黒木が会議を進行させていただきます。 よろしくお願いいたします。

2. 山口内閣府特命担当大臣、平内閣府副大臣ご挨拶

黒木事務局長 本日は、山口内閣府特命担当大臣、平内閣府副大臣、石原内閣府審議官にお越し いただいております。

まずは、山口大臣より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

山口大臣 ただいま御紹介をいただきました、消費者担当大臣の山口俊一でございます。

この9月1日に発足をいたしました第4次消費者委員会、新たに委員になられた方々、引き続いて委員をお願いする方々、本当にお忙しい中をありがとうございました。

御案内のとおり、消費者庁、消費者委員会は、発足をして7年目に入ったわけでございます。先日も発足6周年記念式をやらせていただいたわけでありますが、やはり消費者庁、消費者委員会ができて、消費者あるいは生活者が主役であるという発想の中で、ある意味、これまでの行政とは違った方向で、そちらへ主人公を持っていくということでやってきておるわけでありますが、同時に、クレバーといいますか、スマートな消費者、その辺りの問題も大事なのだろうと思いますが、そういった中で、消費者委員会としてはこれまで18本の建議や、意見表明を出してきていただきました。

これからも多くの課題を抱える消費者委員会になるだろうと思います。さまざまな問題につきまして、どうかまた活発な御調査、御議論をいただき、政府に対して建議あるいはさまざまな形での意見表明を通じて御指導いただければといった中で、1歩でも2歩でもこの消費者行政が前に進むように、皆様方には心からお願いする次第でございます。第三者委員会として大変役割は大きいと思っておりますので、どうかこれからもしっかりと御審議、御調査を賜りますように、改めて心からお願いをさせていただきまして、御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

黒木事務局長 山口大臣、ありがとうございました。

続きまして、平副大臣より御挨拶をいただきたいと思います。

平副大臣 御紹介いただきました、担当副大臣の平将明です。

私は、国会議員になる前に野菜と果物の仲卸という流通業者をやっておりましたので、実は食品や流通は本業でやってまいりました。そういった意味では、いろいろな現場のことはわかっているつもりでありますが、さらに、今はウェブ、インターネットなどが出てきて、新しいリスクというものが利便性とともに生まれてくるような状況にもあって、次から次へと新しい問題が出てくるのだろうと思っております。

消費者委員会の皆様には、引き続きの先生方、また新しくという方もいらっしゃると思いますが、 ぜひ皆様方の御見識のもとに活発な議論をしていただきまして、忌憚(きたん)のない御意見を我々 消費者行政にいただければと思います。 どうぞよろしくお願いします。

黒木事務局長 ありがとうございました。

平副大臣は、所用によりここで御退室になられます。どうもありがとうございました。

平副大臣 どうぞよろしくお願いします。失礼いたします。

(平副大臣退室)

3. 消費者委員会委員紹介

黒木事務局長 続きまして、消費者委員会の委員紹介でございます。この機会に、委員の皆様から、簡単な自己紹介、消費者委員会委員としての抱負も含め、一言ずつ御挨拶をいただければと思います。

それでは、五十音順で、恐縮でございますが、阿久澤委員から順にお願いをいたします。 阿久澤委員 阿久澤でございます。

本務では、日本獣医生命科学大学食品科学科にて、畜産物利用学、特にミルクの利用に関する教育、研究を担当しております。

このことをバックグラウンドとするとともに、第3次のこの消費者委員会を務めさせていただい た経験をもとにして、できるだけ幅広い視点で、多様な問題に取り組んでいけるよう努力してまい りますので、よろしくお願いいたします。

黒木事務局長 池本委員、お願いいたします。

池本委員 弁護士の池本と申します。

地元の埼玉弁護士会、日弁連、いずれでも消費者問題対策委員会に長く所属して、契約トラブル など、さまざまなものに取り組んでまいりました。

地元では、適格消費者団体「埼玉消費者被害をなくす会」の活動にも関わっていたりしました。 7年前の消費者庁設立の運動に関わりまして、できた後は地方消費者行政の充実、強化のことなど にも関わってきました。

消費者の安心、安全の確保が事業者にとっても持続可能な発展につながるという、そこのバランスというか、方向性ということをこれからも考えていきたいと思っております。よろしくお願いします。

黒木事務局長 大森委員、お願いいたします。

大森委員 NPO法人C・キッズ・ネットワークの大森と申します。よろしくお願いします。

私たちの団体は、20年くらい前から、子どもの消費者教育を中心にネットワークを組んでいこうということで活動しております。今は、子どもだけではなく、高齢者、一般消費者、知的障害のある方とか、いろいろな対象者に合わせて、わかりやすい教材とか参加型のプログラムを作って、出前講座を実施するという活動をしています。

消費者教育を推進する団体の理事長として、消費者委員会に呼んでいただけたことはとてもうれ しく思っています。消費者教育は大切な柱だと思っていますので、そこで活動できたらと思ってい ます。よろしくお願いします。

黒木事務局長 蟹瀬委員、お願いいたします。

蟹瀬委員 蟹瀬と申します。よろしくお願いいたします。

私は、40年間、卒業以来ビジネスマンとしてずっと働いておりまして、8年前にECサイトで日本のオリジナルスキンケア品を売るために、製造から販売までやるレナ・ジャポンという会社を立ち上げております。

その前は、イオングループが持っておりますTHE BODY SHOPという会社の代表をやっておりまして、フランチャイズビジネスとは何かということをかなり勉強させていただきました。その前の20年間は博報堂という広告代理店におりました。その中で博報堂生活総合研究所というものがございますが、そこで生活者の研究をさせていただいていました。

14期ヒーブ協議会の会長などもやり、企業と生活者をつなぐポイントとして働かせていただいています。今回は生活者のために何ができるかという視点から、何かお役に立てることがあればいいなと思っております。よろしくお願いします。

黒木事務局長 鹿野委員、お願いいたします。

鹿野委員 鹿野菜穂子と申します。よろしくお願いします。

私は、慶應義塾大学に所属しておりまして、民法と消費者法の研究、教育に携わってまいりました。消費者法の授業では、消費者法全体を私なりに広く扱ってきたつもりですが、個人的に主に関心を寄せてきたのは消費者民事法、とりわけ契約絡みの問題でございました。

ただ、消費者問題というのは非常に広く多岐にわたります。今回、消費者委員会委員を拝命しましたので、これを機会に、より幅広い視野をもってこの問題に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

黒木事務局長 河上委員、お願いいたします。

河上委員 河上でございます。よろしくお願いいたします。

阿久澤委員とともに、留年組でございます。なかなか卒業できないということですけれども、本 業は東京大学法学部、大学院法学政治学研究科で民法を教えております。

第 2 次、第 3 次とこの委員会の委員長を仰せつかりまして、なかなか大変な委員会だなと思いながらやってまいりまして、3 回目はないと思っていたのですけれども、もうちょっと頑張れということで委員を拝命致しましたので、微力ですけれども、頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

黒木事務局長 長田委員、お願いいたします。

長田委員 全国地域婦人団体連絡協議会の事務局におります、長田と申します。よろしくお願い いたします。

私どもは、47都道府県にあります、地域、町の普通の婦人会、女性会の全国連絡組織でございます。

暮らしの中で会員たちが感じたさまざまな問題についてずっと取り組んでまいりましたけれど も、その大きな1つの柱が消費者問題でございました。今後とも、会員のいろいろな気付きをもと に、御意見を申し上げるようにしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

黒木事務局長 中原委員、お願いいたします。

中原委員 中原と申します。

東北大学で行政法の研究と教育に当たっております。

消費者の利益を守っていくということにつきまして、法的には、消費者の利益は非常に重要なものではありますけれども、個別化といいますか、一人一人の権利として実現していくのが非常に難しい場合がございます。そういった中で、行政の役割というのも非常に大きいと考えられます。また、それぞれの主体の役割分担ということが重要になってくると思いますので、行政法の観点から微力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

黒木事務局長 樋口委員、お願いいたします。

樋口委員 法政大学の樋口でございます。

私は、大学では消費経済学ということで、経済学や経営学の分野の研究をしております。企業の社会的責任について担当をしております。

それだけではなくて、実は、私はいろいろと消費者問題あるいはこの委員会に関わりがございまして、地方の消費者行政ということで、信州大学におりましたときに、全国47番目の消費生活条例を制定することになり、そのお手伝いをしまして、当時、消費者庁や消費者委員会もスタートということでございましたので、その関係で微力ながらいろいろとお手伝いさせていただいたという記憶もございます。

今回は、東京におりますので、しっかりと委員会のお仕事をお手伝いできればと思っています。 どうぞよろしくお願いいたします。

黒木事務局長 増田委員、お願いいたします。

増田委員 全国消費生活相談員協会の増田と申します。

私は、長く消費生活相談の現場で相談を受けてまいりました。トラブルの発生する原因である表示であるとか勧誘の問題、それとともに法律の不備などについて、相談の現場からお伝えしてまいりました。それから、事業者の方に消費者志向経営を目指していただき、消費者には適切な商品を選択する力を身につけてもらい、消費者と事業者を取り持つような活動をしてまいりました。

そうしたことを踏まえて、今回、委員会のほうでお役に立つように頑張りたいと思います。どう ぞよろしくお願いいたします。

黒木事務局長 ありがとうございました。

4.委員長の互選

黒木事務局長 続きまして、委員長の互選を行っていただきたいと思います。

消費者庁及び消費者委員会設置法第12条第1項は、消費者委員会に委員長を置き、委員の互選による選任をする旨が規定されております。

委員長候補者について、自薦でも他薦でも結構でございますので、どなたか御推挙いただけます でしょうか。

阿久澤委員、お願いいたします。

阿久澤委員 第3次消費者委員会に引き続きまして、河上委員を委員長に推挙したいと考えております。

その理由ですが、まず、1つ目は、常勤的非常勤委員から選ぶことが適当と考えられます。2つ目は、第2次及び第3次消費者委員会で委員長として運営をされました御実績からでございます。

皆様も御承知のように、河上委員は、消費者委員会が消費者行政全般に関わる提言、監視機能は もとより、消費者団体等と消費者行政をつなぐパイプ機能を果たすべきであること、個別事案だけ でなく、消費者行政における中長期的な指針を示し、消費者行政におけるシンクタンク機能を果た すべきであることなど、その位置付けや権限、機能において、世界的にもまれな機関として消費者 委員会のあるべき姿を指し示していただき、よりよい消費者行政を実現すべく、消費者委員会の運 営に御尽力いただいてきたところでございます。

消費者政策全般に精通されている河上委員は、この第4次の委員会をまとめられる力量を十分に お持ちであると考えられ、委員長に最適ではないかと思います。

以上の理由で、河上委員を第4次の委員長に推薦申し上げます。

黒木事務局長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

特にほかにないようでしたら、候補者がおひとりのようですので、河上委員を委員長として選任 することについて、御異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、委員の互選により、河上委員を委員長に選任することについて、御決定をいただきま した。

ここからは、河上委員長に議事進行役をお願いしたいと思います。

河上委員長におかれましては、委員長席にお移りいただき、議事進行をお願いいたします。

(河上委員長、委員長席へ移動)

河上委員長 ただいま委員長に選任されました河上でございます。

委員長としての抱負を何か述べるべきかと思い、何を述べたらいいか、いろいろと考えていたのですけれども、まだ第3次の委員長の気持ちを引きずっているところがございまして、これはいかぬと思っております。第4次の委員になって、きのうの晩、消費者基本法と消費者庁及び消費者委

員会設置法という法律をもう一度読み直しました。基本に戻って、気持ちを新たにして、この消費 者委員会の皆様と一緒に頑張ってやっていきたいと思います。

委員会の運営に当たりましては、公正かつ円滑な運営に努力してまいりたいと存じますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いしたいと思います。

また、山口大臣にはいろいろと御無理を申し上げるかもしれませんが、十分に配慮いただければありがたく思います。

消費者庁及び消費者委員会設置法の第12条第3項では、委員長はあらかじめ委員長代理の指名を 行う旨が規定されております。

私としては、弁護士の立場からこれまで長年にわたって消費者問題に取り組まれてきた池本委員 に、この代理の仕事をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

池本委員 承知しました。

河上委員長 どうもありがとうございます。それでは、これからよろしくお願いいたします。二 人三脚で頑張っていきたいと思います。

以上で、ここのところはおしまいということになります。

5. その他(消費者委員会の下部組織について)

河上委員長 きょうは「その他」で委員会の下部組織を確認していくということが必要になりま すので、お願いしたいと思います。

既に御承知かと思いますけれども、委員会には現在、「食品表示部会」、「新開発食品調査部会」、「公共料金等専門調査会」、「消費者契約法専門調査会」、「特定商取引法専門調査会」、「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会」というものがございます。ほかにもあるのですけれども、実際にワークしていたものはそういうものでございます。

事務局から確認事項があるということですので、その点の説明をお願いいたします。

丸山参事官 それでは、事務局より御説明させていただきます。

先ほど委員長よりお話がありまして、再度申し上げますけれども、「食品表示部会」、「新開発食品調査部会」、「公共料金等専門調査会」、「消費者契約法専門調査会」、「特定商取引法専門調査会」、「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会」の調査審議の継続等について、お諮りをしたいと思います。

お手元のほう、議事次第の下部のほうに参考資料1から7ということで、こちらのほうに関連する規程が掲げられています。もしよろしければ、御確認いただければと思います。

これらの部会、専門調査会につきましては、第3次消費者委員会におきまして調査審議を行って いただいてきたところでございます。これらの専門調査会に所属する臨時委員、専門委員の任期に つきましては、第3次委員会の委員同様、本年8月末で満了しているところです。

他方、これらの部会、専門調査会につきましては、法令等により与えられた任務を遂行するため に、遅滞なく調査審議を再開する必要があるということで、第4次の委員会におきましても、その 活動を継続することとしてよろしいか、確認をしたいと思います。

河上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局より説明のありました点について、何か御意見があれば発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、特に御異議はないようですので、今、ありました、「食品表示部会」、「新開発食品調査部会」、「公共料金等専門調査会」、「消費者契約法専門調査会」、「特定商取引法専門調査会」、「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会」については、調査審議を速やかに開始できるよう、所要の手続を進めていただきたいと思います。

なお、消費者委員会令第1条は、第2項におきまして、この中の部会という形での下部組織に関しまして、その部会に属すべき委員については、委員長が指名をする旨が定められておりまして、さらに第3項において、その部会長については、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する旨を規定しております。

今、問題となる部会は、「食品表示部会」と「新開発食品調査部会」という2つの部会でございますけれども、私としては、この2つの部会に関して、これまで多くの答申の取りまとめに貢献されてきた阿久澤委員にこの部会のメンバーとなっていただき、部会長をお願いしたいと考えております。

阿久澤委員は、御承知のように、食品科学の専門家として食品の品質向上とか安全確保について 長年御研究をされてきた方ですし、第2次では臨時委員として「食品表示部会」におられましたし、 第3次では、まさに「食品表示部会」、「新開発食品調査部会」の座長として、この食品表示の一 元化のために新たに制定された食品表示法に基づく食品表示基準等について、いろいろ御努力をし ていただいたという経緯がございます。

ぜひ部会長をお務めいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

阿久澤委員 この2つの部会を預かることはとても重責ですが、これらの部会の内容は、消費者 にとっては日々直面する非常に関心の高いものです。

第3次の部会では、時間に追われる課題が非常に多かったことから、その状況について、モニターあるいはフォローが必要なものなど、今後、継続的に取り組んでいかなくてはならないことも 多々あるかと思っております。

新規課題とともに、精一杯取り組んでまいりますので、ぜひ御協力のほどよろしくお願いしたい と思います。

河上委員長 どうもありがとうございます。大変なお役目でございますけれども、よろしくお願 いいたします。

ちょっとわかりにくいかもしれませんけれども、今、下部組織として名前の挙がったものは、もう立ち上がっていて、第3次の委員会の任期とともに、その構成メンバーは一旦任期が満了するという形になっています。下部組織としての「箱」だけはそのまま生きておりまして、現在もあるということです。ここで確認したのは、その「箱」をワークさせるということについて皆様の御了解

を得たということでございます。

ですから、今、「箱」にはこの2つの部会に阿久澤委員の名前だけが入っている状態でございます。よろしくお願いしたいと思います。

6. 閉会

河上委員長 本日の議題は、以上になります。

最後に、事務局から今後の予定について説明をお願いしたいと思います。

丸山参事官 次回の日程及び議題につきましては、決まり次第お伝えさせていただきます。

河上委員長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。お忙しいところをお集まり いただきまして、ありがとうございました。

山口大臣 お疲れ様でした。またよろしくお願いします。